

# 大阪を再生するために必要な制度改革

## 1 安定的で分権型社会にふさわしい地方税財政制度の確立

### ■ 基本的な考え方

地方公共団体は、住民福祉の維持・向上に資する行政サービスを、安定的・継続的に供給していくことを責務としており、地方税財政制度は、それを支える基盤である。

地方公共団体が、自らの判断と責任で、地域の実情にあった行政を展開する真の分権型社会を目指すためには、住民の受益と負担の関係を一層明確化する観点から、歳入に占める自主財源、とりわけ地方税の割合を大きくし、その充実強化と安定化を図る一方で、法令等による歳出・事務・組織等の義務付けの見直し、国庫補助負担金の整理合理化を推進するなど、国による関与を縮小し、地方における施策選択の自由度を高める必要がある。

このような制度改革が実現することは、地方分権がより実効性のあるものとなることはもとより、身近なところで行政活動への住民の厳しいチェックが働くこと、財政資金のより効率的な使用につながることで、また、国庫補助負担金の整理合理化に伴い、行政の簡素・効率化につながることから、国・地方を通じた行財政構造改革にも資するものである。

### ■ 改革の方向性

項目	内容
税制度のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国から地方への税源移譲は、当面、少なくとも国と地方の税収配分が 1:1<sup>(注1)</sup>となるようにすべきである。その際には、地方税収の安定的な確保が図れるような税目のウェイトを高める。</li> <li>● ふさわしい移譲税目：所得税 個人住民税<sup>(注2)</sup> 消費税 地方消費税<sup>(注3)</sup></li> </ul> <p>注1：11年度決算においては、国と地方の歳出割合は概ね 2:3 となっている一方で、税収配分は概ね 3:2 と逆転している</p> <p>注2：地域の行政に必要な費用をその地域住民自らが広く分任する性格を有し、かつ、比較的安定性が高く、地域間の偏在が少ない</p> <p>注3：地域福祉の充実等のため地方税源の充実を図る観点から創設され、かつ、課税ベースが広く税収が安定的で、地域間の偏在も少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都道府県における基幹税目である法人事業税は、景気変動に左右されやすく不安定であることから、外形標準課税を導入することにより、税収の安定的確保を図る。</li> </ul>
国庫補助負担金制度のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 真に必要なものを除き、その規模をできる限り縮減し、地方税を基本に地方一般財源に振り替えるなど、積極的に、国庫補助負担金の整理合理化を推進する。</li> <li>▶ 既に目的を達成し、あるいは社会経済情勢の変化に伴い存在意義の薄れた事務事業と、これに伴う国庫補助負担金は廃止する。また、奨励的な国庫補助金は、原則として廃止・縮減を図る。</li> <li>▶ 国による運用・関与の改革とともに、超過負担の解消など、地方公共団体の実情に応じた補助負担の適正化を図る。</li> </ul>

項目	内容
地方交付税制度のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方交付税は、地方団体共有の固有財源たる性格を有し、国の財政事情等による一方的な削減は認めることはできない。</li> <li>▶ 分権型社会では、地方団体は、できる限り自らの税源で自らの財政需要を賄うことが適切であり、事務等の義務付けの見直し、国庫補助負担金の整理合理化とともに地方税の充実・安定化を図ることにより、地方交付税の持つ財源保障機能を軽減していくべきである。</li> <li>▶ 地方団体間の財政力格差が大きい現状では、税源移譲を行っても地方交付税制度の有する財政調整機能が一定必要であるが、真の地方分権を目指す上で、その機能は現状よりも縮小されるべきである。</li> </ul>

## ■ 具体的な制度改革の提案とその前提

国・地方を通じた厳しい財政状況の中にあって税源移譲を実現していくためには、税源移譲前と後において、地方における歳入総額が変わらない、いわゆる「増減収中立」の考え方を基本とし、これに必要な原資は、国庫補助負担金の抜本的見直しと地方交付税の縮減により確保する。

## ■ 税、国庫補助負担金、交付税をあわせた財政効果のシミュレーション例について

ここでは、国と地方の税収配分が概ね 1:1 となるような税源移譲について、国庫補助負担金と地方交付税の縮減による「増減収中立」を基本に、一定の仮定の下で行った試算例を示す。

数値は、平成 11 年度決算ベース

### (ケース 1)

税源移譲	金額	税源移譲の原資	金額
所得税の 4%を個人住民税に (都道府県、市町村各 2%)	4.8 兆円	奨励的国庫補助金の縮減	1.4 兆円
消費税の 1%を地方消費税に (都道府県、市町村各 0.5%)	2.5 兆円	国庫負担金の縮減	0.9 兆円
		地方交付税の縮減	5.0 兆円
計	7.3 兆円	計	7.3 兆円

税源移譲後の国と地方の税収割合	国	地方
制度改革による都道府県への影響	49.7	50.3
・ 一般財源(税+交付税)の増加	1.57 兆円	645 億円
(うち 地方税の増加)	3.65 兆円	2,717 億円
地方交付税の減少	2.09 兆円	2,072 億円
・ 国庫補助負担金の減少	1.15 兆円	459 億円
・ 財政力指数	0.50	0.62 (平均)
・ 地方単独施策の増	約 2.60 兆円	約 1,000 億円

( ケース 2 )

税源移譲	金額	税源移譲の原資	金額
所得税の 3%を個人住民税に (都道府県 1%、市町村 2%)	3.6 兆円	奨励的国庫補助金の縮減	1.4 兆円
消費税の 2%を地方消費税に (都道府県、市町村各 1%)	5.0 兆円	国庫負担金の縮減	0.9 兆円
		地方交付税の縮減	6.3 兆円
計	8.6 兆円	計	8.6 兆円

税源移譲後の国と地方の税収割合 制度改革による都道府県への影響	国	48.2 : 地方	51.8
		(全都道府県)	(大阪府)
・ 一般財源 (税 + 交付税) の増加		1.55 兆円	655 億円
┌ うち 地方税の増加		3.70 兆円	2,794 億円
└ 地方交付税の減少		2.15 兆円	2,139 億円
・ 国庫補助負担金の減少		1.15 兆円	459 億円
・ 財政力指数	0.50	0.62 (平均)	0.72 0.92
・ 地方単独施策の増		約 2.60 兆円	約 1,000 億円

( ケース 3 )

税源移譲	金額	税源移譲の原資	金額
所得税の 3%を個人住民税に (都道府県、市町村各 1.5%)	3.6 兆円	奨励的国庫補助金の縮減	2.7 兆円
消費税の 3%を地方消費税に (都道府県、市町村各 1.5%)	7.5 兆円	国庫負担金の縮減	0.9 兆円
		地方交付税の縮減	7.5 兆円
計	11.1 兆円	計	11.1 兆円

税源移譲後の国と地方の税収割合 制度改革による都道府県への影響	国	45.2 : 地方	54.8
		(全都道府県)	(大阪府)
・ 一般財源 (税 + 交付税) の増加		2.54 兆円	1,158 億円
┌ うち 地方税の増加		5.55 兆円	4,191 億円
└ 地方交付税の減少		3.01 兆円	3,033 億円
・ 国庫補助負担金の減少		1.80 兆円	718 億円
・ 財政力指数	0.50	0.68 (平均)	0.72 1.01
・ 地方単独施策の増		約 4.20 兆円	約 1,700 億円

(注) 「地方税の増加」が、「地方交付税の減少」と「国庫補助負担金の減少」の合計額と一致しないのは、当試算において、地方交付税の不交付団体における財源超過額の増加分を考慮していないためである。

■ 上記改革に伴う本府財政構造の変化 (平成 13 年度当初予算ベースでの試算)

- ・ 歳入面では、国庫補助負担金と地方交付税が地方税に振り替わることにより、自主財源が約 2,500 ~ 3,700 億円増加し、**歳入に占める自主財源のウェイトが 8 ~ 11 ポイント程度上昇する**
- ・ 歳出面では、国庫補助負担金が見直されることにより、地方負担も含めて約 1,000 ~ 1,700 億円の**国庫補助負担等関係経費が地方単独施策に移行 (国の関与が縮小)**する。  
歳入歳出両面において自由度が高まり、**より自主的・自立的な行財政運営が可能**となる。

## 2 国への提言・要望

### ■ 地方税制度

項目	内容
国から地方への税源移譲	地方公共団体が、地域の実情に即して、自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、自主財源の充実強化が是非とも必要であり、当面、少なくとも国と地方の税収配分が 1:1 となるよう、所得税の最低税率部分や消費税について、国から地方へ税源移譲が行われるよう求める。
法人事業税における外形標準課税の導入	都道府県における基幹税目である法人事業税は、景気変動に左右されやすく不安定であることから、旧自治省が示した具体案を基本としつつ、経済動向にも配慮したうえで、外形標準課税を導入するなど、税収の安定的確保に資する制度改正を求める。
地方税における非課税措置等の整理	地方税における非課税・軽減措置を整理するとともに、国の租税特別措置によって地方税が自動的に減収をきたすことのないよう措置することを求める。

### ■ 府政の構造改革に必要な地方行政関連制度の改正

項目	内容
地方独立行政法人制度の導入	地方公共団体において、質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性の高い組織運営を確保するため、その実情に即して活用できる地方独立行政法人制度の創設に向けて、早急な法整備を求める。
任期付任用制度の導入	簡素で効率的な組織を維持しつつ、高度化・専門化が進む行政ニーズに的確に対応するため、研究員のほか、他の一般職についても、官民双方の専門性を相互に活用し得る柔軟な枠組みなど、専門的な人材の確保に向けた制度の早期整備を求める。
公の施設の管理委託先拡大	公の施設の管理を委託する相手方については、政令で定める地方公共団体の出資法人か公共的団体に限られているが、民間経営手法の大胆な導入による経営改善やNPOとの連携強化を図る等の観点から委託先についての制限を原則として廃止するよう求める。
福祉施設等の職員配置規制の緩和	福祉施設等にかかる職員の配置については、個々の施設の実情に応じ適切に行うことができるよう、法令による規制を緩和することを求める。
統計業務にかかる国庫委託金制度の改善	統計業務にかかる国庫委託金については、その弾力的な運用が可能となるよう改善することを求める。

## ■ 電子自治体の実現

項目	内容
電子認証	電子自治体の実現に向け、その基礎となる個人認証基盤をはじめとする総合的な認証システムを具体化するように求める。
電子手続のための法令整備	電子的な決済、各種添付書類の見直し等、事務の効率化の視点を踏まえた行政手続きの電子化を促進するため、地方自治法等の関係法令の改正を求める。

個人認証基盤とは、個人からネットワークを通じて受信した電子文書を電子署名と電子証明書で、真正なものであることを第三者機関が証明する仕組み

## ■ 国・地方の役割分担の明確化と透明性の高いシステムの確立

項目	内容
国家プロジェクトに対する負担の原則	国が責任を持つ必要がある国家プロジェクトは国の責任において実施し、もっぱら地域の利害に関わる事業はその地域の負担で実施されるべきである。各種公共事業の国と地方との費用分担はこの原則に基づく必要がある。この観点から、関西国際空港事業について、わが国の基幹的国際空港としての役割を担っていることを踏まえ、国の責任において機能強化のための抜本的な方策を講じるように求める。
都市再生包括交付金制度の創設	大都市再生の緊急性を踏まえると、その推進のためには、地方公共団体が、民間の力を引き出しながら、地域の実情に照らして、主体的・総合的に都市づくりを推進できる仕組みと財源措置が必要であり、税財源移譲までの緊急的・過渡的な制度として、「都市再生包括交付金制度（仮称）」の創設を求める。
国関係団体への地方負担の見直し	国や国の関係団体が実施する事業の地元側負担については、それぞれの役割を適切に踏まえた分担とすることを求めるとともに、負担割合、額等の設定または変更を行う際には、自治体が住民に対して十分な説明責任を果たす必要があることから、徹底した情報開示のもと関係自治体が参画するオープンな場での協議調整を行うなど透明性の高いシステムの確立を求める。
直轄事業負担金制度の廃止等	国直轄事業の地方公共団体の負担金については、建設に係る負担金を含めて、制度そのものを廃止すべきである。特に公共施設の維持管理は、管理者自ら負担すべきものであり、これにかかる地方負担制度は直ちに廃止する必要がある。また、制度廃止までの間は地方公共団体との事前協議の充実と積算根拠の開示を一層進める必要がある。